

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について

1 趣旨

- 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「準則」という。）は、電子商取引や情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定されたものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。
- 学識経験者、総務省・法務省・消費者庁・文化庁などの関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を提示することにより、電子商取引や情報財取引等を巡る法解釈の指針として機能することを期待しています。
- 近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたってこの準則が参照され、新たな疑問点についての質問が経済産業省に寄せられるなどしており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修や日々の相談業務で活用しているほか、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた相談が持ち込まれることがあるなど、準則は着実に一般に浸透しつつある状況といえます。
- この準則は、電子商取引や情報財取引等を巡る取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて、今後も柔軟に改訂していく予定です。

2 策定・改訂経緯

◆平成14年 3月	「電子商取引等に関する準則」策定
◆平成14年 7月	景品表示法に関する通達に関する記述の追加等2項目
◆平成15年 6月	インターネット・オークションに関する論点の追加等18項目
◆平成16年 6月	仲裁合意条項の有効性に関する論点の追加等14項目
◆平成18年 2月	民事訴訟法の改正に伴う論点の修正等6項目
◆平成19年 3月	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」策定（名称変更） 越境取引に関する論点の追加等15項目
◆平成20年 8月	SaaS向けSLAに関する論点の追加等7項目
◆平成22年10月	越境取引に関する論点の修正等23項目
◆平成23年 6月	ウェブサイトの利用規約の有効性に関する論点の修正等23項目
◆平成24年11月	共同購入クーポンをめぐる法律問題に関する論点の追加等21項目
◆平成25年 9月	新たな裁判例の追加及び著作権法改正に伴う論点の修正等7項目
◆平成26年 8月	デジタルコンテンツに関する論点の追加等8項目
◆平成27年 4月	新たな裁判例の追加及び著作権法改正に伴う論点の修正等3項目 論点の削除5項目、編集方針の策定
◆平成28年 6月	データ消失時の顧客に対する法的責任の論点1項目追加等
◆平成29年 6月	シェアリングエコノミーと兼業・副業に関する論点1項目追加等
◆平成30年 4月	第10回IT利活用ビジネスに関するルール整備WG
◆平成30年 5月	パブリックコメント募集
◆平成30年 7月	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂

今般改訂の主な内容

1. 取引環境の変化に応じた改訂を要する論点

➤ I-10 AI スピーカーを利用した電子商取引（新規）

電子商取引の分野においても、AI やブロックチェーンを初めとする新たな技術を活用したサービスが登場・普及しつつある。こうした新たなサービスの利活用の促進、未然の紛争防止等を目的に、準則においても先進的なサービスを巡る法的論点を取り上げることとし、本論点では、いわゆる AI スピーカー（スマートスピーカー）を対象に、サービス事業者の責任について解説している。

➤ I-10-1 AI スピーカーが音声を誤認識した場合（新規）

AI スピーカーが発注者の発言がないのに誤って音声を認識し、発注処理をした場合、ユーザにどのような救済が与えられるかを整理している。

➤ I-10-2 AI スピーカーに対して発注者が言い間違いをした場合（新規）

発注者が AI スピーカーで音声発注をしようとして、うっかり言い間違いをしてしまったため、発注者の意図と異なる物品が発注された場合に、発注者にどのような救済が与えられるのかを整理している。

➤ III-14 ブロックチェーン技術を用いた価値移転（新規）

ブロックチェーン上で管理される財産的価値（トークンや仮想通貨等）の移転を約する契約（例：ビットコインによる商品・サービスの購入など）において、相手方が契約違反をした場合、当該財産的価値の移転を内容とする請求が可能かについて解説している。

➤ IV-7 国境を越えた取引に関する製品安全関係法の適用範囲（新規）

公法規制の国境を越えた取引における適用は、今日の電子商取引・情報財取引における大きな課題となっていることを踏まえ、製品安全関係法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）が海外の事業者にも適用される場合がある場合について解説している。

2. 特定商取引法施行規則改正に伴う改訂

➤ I-2-4 自動継続条項と消費者契約法第 10 条等

➤ II-4-2 特定商取引法による通信販売に係る広告規制

3. 論点の削除

➤ I-1-3 インターネット通販における分かりやすい申込画面の設定義務（消費者庁のガイドラインを参照しているのみであるため、削除）

4. その他

➤ I-1-2 消費者の操作ミスによる錯誤（消費者庁のガイドラインへの参照を追記）

- I-7-1 ユーザー間取引に関するサービス運営事業者の責任（ユーザー間取引にフリマサービスを含むことを明確化）
- II-6 インターネット上への商品情報の掲示と商標権侵害（ユーザー間取引にフリマサービスを含むことを明確化）